

# 東公園における 自動販売機設置事業者募集要項

岡崎市

# 公募概要

## 1 公募物件

東公園 南駐車場トイレ北

## 2 応募資格

次の要件の全てを満たす者であること。

- (1) 自動販売機による飲料又は食品の販売及び自動販売機の管理を自ら行う法人であること。(岡崎市入札参加資格者名簿の登録の有無は問いません。)
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除指導を受けていないこと。

なお、既に実施された本市の公共施設における自動販売機設置事業者募集において、設置事業者に決定しながらその契約期間中に中途解約を行った者は、直近に行われる当該物件の公募には参加できません。ただし、市が中途解約にやむを得ない理由等があると認める場合は、この限りではありません。

## 3 応募条件

物件調書、仕様書に記載のとおり。提案者は、必ず事前に現地確認を行い、施設及び物件調書の条件に関して疑義がある場合は市に問い合わせ行ってください。

## 4 応募手続

### (1) 提出書類

	名称	必要部数
様式1	見積書	各1部(原本) ※コピー不可
様式2	公募参加申込書兼誓約書	
様式3	役員名簿	
任意様式	会社法人用全部事項証明書(履歴事項証明書は現在事項証明書)	
	市税等納税証明書 ※国税、県税は不要	

・証明書は発行日から3箇月以内のものに限る。

・市税等の納税証明書について

市内の者…本市のもの(東庁舎3階納税課で「滞納のない証明」と申請)

市外の者…所在地等のもの(所在地の役所で「滞納のない証明」と申請)

※ただし、本市において、下記の市税に該当する税の課税がある場合は本市のものも必要です。

#### ●市税の種類

法人市民税	法人の所得に対してかかる法人税に基づいてかかる税
固定資産税	土地・家屋・償却資産に対してかかる税
軽自動車税	原動機付自転車やオートバイ、軽自動車、小型特殊自動車などにかかる税

## (2) 受付期間・提出先

令和6年3月 29 日(金)午後 0 時まで

郵送可。直接提出の場合は上記期間中の土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受け付けを行います。

[宛先:〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市役所公園緑地課公園活用係]

## 5 選定候補者の決定

本市が定めた最低使用料以上の額で、最も高額な年間使用料を見積もった者を選定候補者とします。

最高の応募価格が2者以上ある場合は、職員によるくじ引きにより選定候補者を決定します。

応募の結果は令和6年4月1日(月)に市ホームページで公表します。

※選定候補者には、電話にて結果を連絡します。

※最低使用料(年額・税込):67,680 円

## 6 設置

事業者決定後、都市公園法第5条第1項に基づくにに基づく都市公園の公園施設設置許可を受け、設置することができます。設置日までに公園施設設置許可申請書を提出し、公園施設設置許可証の交付を受けてください。

※設置にあたっては、事前に日時等を市と協議するものとします。転倒防止措置等を取るなど、安全面に十分に配慮してください。

# 自動販売機設置仕様書

岡崎市が公募により自動販売機設置事業者(以下「設置者」という。)を選定し行う自動販売機の設置については、この仕様書に基づいて施行するものとする。

なお、この仕様書に定めのない事項はすべて地方自治法、地方自治法施行令、都市公園法、岡崎市予算決算及び会計規則、岡崎市公有財産管理規則、岡崎市税外収入の延滞金に関する条例、岡崎市都市公園条例及び岡崎市都市公園管理規則の定めるところによって処理するものとする。

## 1 使用の範囲

使用の範囲には、回収ボックス(ごみ箱)設置スペースを含むものとする。

## 2 使用料の納付方法

使用料の納付は、年度毎に年度額を一括で前納するものとする。

## 3 費用負担

- (1)自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置者の負担とする。
- (2)光熱水費等の維持管理費は、設置者が負担するものとする。光熱水費等の徴収方法等については、物件調書において定めるものとする。

## 4 利用上の制限

- (1)販売品目は物件調書に記載のあるものとし、酒類及びタバコの販売は行わないこと。
- (2)自動販売機は、物件ごとに指定されたタイプを1台設置すること。なお、設置する自動販売機の高さは原則2.0m未満とするが、個別に条件のあるものについてはこの限りでない。
- (3)設置機器は、省電力タイプのものを採用すること。
- (4)商品補充、自動販売機維持管理等のための車両は、施設管理者の指定する場所へ駐車すること。
- (5)販売価格は通常市販価格を超えてはならない。
- (6)販売した商品の容器は、設置者の責任で回収すること。また、設置者は容器ごとに分別回収可能な回収ボックスを設置すること。
- (7)上記以外に別途条件が付されている場合はそれに従うこと。

## 5 維持管理

- (1)商品補充、容器回収、金銭管理等、自動販売機の維持管理は設置者が行うこと。
- (2)自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、本体に連絡先を明記し、設置者の責任において対応すること。
- (3)設置者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び品切れが発生しないよう、十分に注意すること。

- (4)商品の具体的な構成及び商品補充・容器回収頻度については、設置者決定後、施設管理者と協議して決定することとする。ただし、当該施設の良好な運営のため、施設管理者より商品補充・容器回収の要請があった場合は、設置者は別途対応すること。
- (5)関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延なく手続きを行うこと。
- (6)節電等、市又は施設管理者が行う各種取り組みに協力すること。
- (7)市からの求めに応じて、自動販売機別の月毎販売個数を報告すること。

## 6 廃棄物の処理

- (1)容器については、設置者の責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令に基づき適正処理を行うこと。
- (2)容器の処理に関する費用は、設置者の負担とする。

## 7 届出事項

- 次の各号のいずれかに該当するときは、設置者は書面により速やかに市に対して届け出ること。
- (1)本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更のあったとき。
  - (2)地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき。
  - (3)本許可に伴い設置される自動販売機の機器変更を行うとき。

## 8 その他

- (1)各物件の個別に係る条件については、物件調書の内容によるものとする。ただし、調書に図示した設置場所は目安であるため、実際の設置場所は現地の状況に応じて所管課担当者と協議のうえ決定するものとする。
- (2)市が、許可の期間中に、当該施設内において、他の自動販売機又は売店等の販売施設の新設を行った場合であっても、本仕様に基づく許可是当初の条件どおり継続するものとし、使用料の変更は行わないものとする。

## 物件調書

施設名	東公園		
施設内設置場所	南駐車場トイレ北		
所在地	欠町大山田1		
自動販売機のタイプ	飲料(缶・ペットボトル)	台数	1台
最低使用料(年額・税込円)	67,680 円		
使用期間:	令和6年4月1日～令和9年3月 31 日		
売上実績 (本 or 杯 or 個)	令和3年度 (4月～3月)	令和4年度 (4月～3月)	令和5年度 (4月～2月)
	13,266	13,275	9,045

### ●設置場所図面及びその他条件、特記事項等

- ・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
- ・自動販売機設置が完了した時、撤去する時及び都市公園を原状に回復した時等、岡崎市都市公園条例第15条による届出を行うものとします。
- ・自動販売機を変更する時は、原則、変更しようとする日の前20日前までに公園施設設置(管理)変更許可手続きを行ってください。
- ・災害ベンダー機能付き自動販売機にしてください。(鍵を市に提供し、災害時には鍵を開けてフリーベンダー状態となるものとしてください。なお、その際に提供された飲料の費用は設置者の負担とします。)
- ・年度終了時に、月別販売個数を報告してください。



## 【参考】関係法令等抜粋

### 岡崎市税外収入の延滞金に関する条例(昭和 45 年 3 月 30 日 条例第 10 号)

(延滞金の徴収)

第 3 条 市長又は水道事業及び下水道事業管理者は、税外収入について、法第 231 条の 3 第 1 項の規定により督促状を発した場合においては、延滞金を徴収するものとする。

(延滞金の額)

第 4 条 税外収入に係る延滞金の額は、当該税外収入の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

2 前項の規定により計算した延滞金の額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

### 都市公園法(昭和 31 年 4 月 20 日 法律第 79 号)

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

### 岡崎市都市公園条例(昭和 32 年 4 月 1 日 条例第 7 号)

(公園施設の設置又は管理の許可の申請書の記載事項)

第 8 条 法第 5 条第 1 項の規定により公園施設を設けようとする場合において、市長に提出する申請書に記載する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 設置の目的
- (2) 設置の期間
- (3) 設置の場所
- (4) 公園施設の構造
- (5) 公園施設の外観
- (6) 公園施設の管理の方法

- (7) 工事の実施方法
- (8) 工事の着手及び完了の時期
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 法第 5 条第 1 項の規定により許可を受けた事項を変更しようとする場合において、市長に提出する申請書に記載する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 変更する事項
- (2) 変更する理由
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

#### (使用料の納付)

第 10 条 法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者(以下「使用者」という。)は、都市公園使用料(以下「使用料」という。)を納めなければならない。

3 公園施設を設ける場合及び都市公園を占用する場合で、その許可を受けた期間が 1 月に満たないとき、又は駐車場その他の施設を占用するときの基本使用料の額は、前項の規定により計算した額に 100 分の 110 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

#### (使用料の徴収方法)

第 11 条 使用料の徴収方法は、規則で定めるところによる。

#### (使用料の不還付)

第 12 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者が自己の責めに帰することができない理由によつて都市公園における第 3 条第 1 項各号に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用又は有料公園施設の利用ができなくなつた場合その他正当の理由があると市長が認める場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

#### (届出)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第 1 号に掲げる者が、法第 10 条第 1 項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

## 岡崎市都市公園管理規則(昭和 37 年 4 月 1 日 規則第 11 号)

---

(公園施設の設置又は管理の許可申請)

第 9 条 条例第 8 条第 1 項の申請書は、公園施設を設け、若しくは管理し、又は許可を受けた事項を変更しようとする日の前 20 日までに市長に提出しなければならない。ただし、都市公園の管理上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請書は、正副 2 通を提出しなければならない。

(都市公園の占用の許可申請)

第 10 条 前条の規定は、都市公園法第 6 条第 2 項の申請書の提出について準用する。

(使用料の徴収)

第 13 条 使用料は、次に掲げる場合を除き、前納しなければならない。

- (1) 条例別表第 2 の岡崎公園駐車場の普通利用の規定の適用を受ける場合(第 7 条の 2 第 1 項本文に規定する場合を除く。)
- (2) 市長又は指定管理者が後納させることを適當と認めた場合

### 【問合せ・郵送先】

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地  
都市基盤部公園緑地課公園活用係  
TEL(0564)23-7406 FAX(0564)23-6559  
Eメール koen@city.okazaki.lg.jp